

# 日本工学会科学技術人材育成コンソーシアム規程

平成 25 年 6 月 18 日理事会改正

## 第 1 章 総 則

### (設置)

第1条 国民生活を豊かにし、わが国の国際的地位を確保するためには、産業・社会基盤を支える人材の育成と社会での活躍を一層促進することが大切である。この認識に立脚し、公益社団法人日本工学会（以下、「本会」という。）は、産官学の関係組織の協力による日本工学会科学技術人材育成コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、会員間の情報交換と連携・協力を促進することにより、若年層の科学・技術に対する関心を深め、高い志を持つ優秀な科学技術人材が育成される基盤と環境を構築し、あわせて技術および技術者に対する国民の理解を深めることを目的とする。

### (事業)

第3条 コンソーシアムは、その目的を達成するために、次の活動を支援促進する事業を行う。

- (1) 科学技術人材の社会的使命や役割に対する国民の理解を深める活動
- (2) 初等中等教育を主な対象として、科学技術人材を育成する教育環境の改善を支援する活動
- (3) 若者の職業選択に資する科学技術人材のキャリアパスの明示化と労働環境および処遇の改善を支援する活動
- (4) 前3項の活動に関する情報を収集し、これを会員および広く社会に発信する活動
- (5) その他、コンソーシアムの目的遂行に必要な事項

## 第 2 章 コンソーシアム会員等

### (コンソーシアム会員)

第4条 コンソーシアム会員は、本会正会員であるなしを問わず、コンソーシアムの活動に参加することを申し出た非営利団体等とする。

### (コンソーシアム会員の種別)

第5条 コンソーシアムに次のコンソーシアム会員を置く。

- (1) 正員、
- (2) 協力員、
- (3) 維持員

### (正員)

第6条 正員は、コンソーシアムの目的に賛同し主体的に活動することを申し出た次の非営利団体およびその連合体（以下、非営利団体等という）とする。

- (1) 理工学系学協会
  - (2) 科学技術人材育成に携わる団体
  - (3) 経済団体
  - (4) その他、コンソーシアムの目的と活動に賛同する非営利団体等
2. 正員は、2名以内のコンソーシアム委員（以下「委員」という。）候補者を選出し、理事会の承認を得る。選任された委員はコンソーシアム会議の構成員となる。

(協力員)

第7条 協力員は、コンソーシアムの目的に賛同し、これに協力する非営利団体等とする。

(維持員)

第8条 維持員は、コンソーシアムの目的に賛同し、その事業遂行に必要な財政的あるいは人的支援を行なう団体および個人とする。

(入会)

第9条 コンソーシアム会員としての入会申し込みがあったときは、理事会の承認を受けたのち、コンソーシアム会員の登録をする。

2. 入会したコンソーシアム会員は、別途定める入会金を本会に納入する。
3. 協力員および個人の維持員は入会金を要しない。

(退会)

第10条 退会しようとするコンソーシアム会員は、本会会長宛に退会届けを提出しなければならない。

(年会費および会計)

第11条 正員および団体の維持員は、コンソーシアム会議の議を経て定める金額のコンソーシアム年会費を納入する。

2. 協力員および個人の維持員はコンソーシアム年会費を要しない。
3. コンソーシアムの会計は、公益事業会計に含め、その中で区分して処理する。

(オブザーバー)

第12条 コンソーシアムはコンソーシアム会員のほかにオブザーバーを置くことができる。

2. オブザーバーは、コンソーシアムの目的に賛同し、その運営に対して指導・支援を行なう公的機関とする。
3. オブザーバーは、入会金およびコンソーシアム年会費を要しない。
4. オブザーバーは、会議における議決権を持たない。

### 第3章 コンソーシアム役員

(種類および定員)

第13条 コンソーシアムに次のコンソーシアム役員（以下「役員」という。）を置く。

- (1) コンソーシアム代表（以下、「代表」という。） 1名
- (2) コンソーシアム副代表（以下、「副代表」という。） 2名以下
- (3) 幹事 若干名（人数は必要に応じて幹事会が定める。）

(選任)

第14条 代表および副代表候補者は、コンソーシアム会議の議を経て選出し、理事会の承認を得る。

2. 幹事候補者は、幹事会の議を経て選出し、理事会の承認を得る。

(候補者の選出)

第15条 代表候補者は、前任の役員が推薦する者および正員が推薦する者をもって充てる。

2. 副代表候補者は、代表が指名する者をもって充てる。
3. 幹事候補者は、正員が推薦する者および代表が指名する者をもって充てる。

(職務)

第16条 代表は、コンソーシアムを代表しその業務を総理する。

2. 副代表は、代表を補佐し代表から委任された事項を処理する。
3. 幹事は、コンソーシアム会議が委任するコンソーシアムの運営に係る事項を執行する。

(任期)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第18条 コンソーシアムに顧問を置くことができる。

2. 顧問は、代表の諮問に応じ、重要な会務につき意見を述べる個人とする。
3. 顧問は、代表の指名により委嘱する。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 コンソーシアムには、コンソーシアム会議および幹事会を置く。

(構成)

第20条 コンソーシアム会議は、委員および役員をもって構成する。

2. コンソーシアム会議の決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。
3. 幹事会は、役員および第21条第3項の部会主査をもって構成する。

(運営)

第21条 コンソーシアム会議および幹事会は必要に応じて代表が招集し、代表が議長を務める。

2. コンソーシアム会議は運営に関する重要事項を決定し、幹事会は事業および財務の計画と執行にあたる。
3. 個別の事業の推進の必要に応じて、幹事会の下に課題別作業部会を設けることができる。作業部会主査およびメンバーは必ずしも委員であることを要しない。

(事業報告等)

第22条 代表は、必要に応じてコンソーシアムの活動を理事会に報告する。

2. 代表は、毎事業年度の開始前日までに事業計画および予算書を作成し、本会会長に提出しなければならない。コンソーシアムは、理事会承認を経た予算書に基づき、事業計画を遂行するものとする。
3. 代表は、事業年度終了後に遅滞なく事業報告および決算資料を作成し、本会会長に提出しなければならない。

## 第5章 規程の改廃およびコンソーシアムの存廃

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は理事会が行う。

(コンソーシアムの存廃)

第24条 コンソーシアムの存廃は、理事会が決める。

(実施細則)

第25条 この規程に定めのない事項は、幹事会の議を経て代表が別に定める。

付則

1. この規程の改正は平成25年6月18日より施行し、平成25年4月1日より適用する。

## コンソーシアムの会費等運営内規

平成 25 年 6 月 18 日

1. コンソーシアム規程（以下、「規程」という）第 11 条第 1 項のコンソーシアム年会費は、以下とする。

**【正員】**

- (1) 本会正会員およびコンソーシアム会議が認めた団体 3 万円
- (2) 上記以外 6 万円

**【維持員】**

- (1) 個人 0 円
- (2) 団体 10 万円

なお、当面、入会金は不要とする。

2. コンソーシアムが事業を行う場合には、コンソーシアム年会費とは別に、聴講料、教材資料費などの参加費を徴収することができ、参加費等はコンソーシアム会議で決定できる。
3. 規程第 11 条第 3 項に定める区分経理に当っては、事務費の配賦を含めた費用とする。
4. 本内規はコンソーシアム会議で変更することができる。